

平成30年度 集団指導資料

【施設・通所（就労系を除く）・居住系サービス編】

平成31年3月14日

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

目次

開催日：平成31年3月14日（木）

場 所：おかやま西川原プラザ 大会議室

I 報酬に関する事項（総則）	1
II 実地指導における主な指導事項等		
1 はじめに	15
2 主な指摘事項	15
(1) 基本方針に関すること	16
(2) 運営基準に関すること	17
(3) 報酬に係る算定基準に関すること	23
III 参考資料		
1 指定障害児通所支援事業等の適正な運営について	27
2 厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料	28
(1) 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営 等について	29
(2) 障害者の地域生活への移行等について	39
(3) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について	56



I 報酬に関する事項(総則)

○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準**(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成30年3月31日厚生労働省告示第194号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「**厚生労働大臣が定める一単位の単価**(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に**10円**を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については**8.5円**を乗じて得た額)にサービス**提供事業所が所在する地域区分に応じた割合**を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成30年4月1日時点で、**岡山市が「七級地」、それ以外は「その他」となった。**

「七級地」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)

共同生活援助:1000分の1024

施設入所支援:1000分の1020

就労継続支援A型・B型:1000分の1017

上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」はすべて1000分の1000

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から**、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

■ 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算は、前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、**翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出を行うことを認める。**

なお、当該加算等を4月より新たに算定することについて、**利用者等に十分な説明を行い、周知を図ること。**

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- **事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となる**ものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返されるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。

- また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、**不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。**

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。
なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護(居宅における身体介護2時間30分以上3時間未満で813単位)

- ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70%

$$813 \times 0.70 = 569.1 \rightarrow 569 \text{ 単位}$$

- ・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合

$$569 \times 1.5 = 853.5 \rightarrow 854 \text{ 単位}$$

※ $813 \times 0.70 \times 1.5 = 853.65$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

- ・ $854 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 3,416 \text{ 単位}$

$$3,416 \text{ 単位} \times 11.20 \text{ 円/単位} = 38,259.2 \text{ 円} \rightarrow 38,259 \text{ 円}$$

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、**同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない**ものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、**日中活動サービスの報酬**については、**1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価**していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、**同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない**。

○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、**適切なアセスメントを行う**ことを通じて、当該利用者ごとの**個別支援計画を作成**しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。
- また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ**運営規程において定めておく**必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、**事前に十分説明を行う**必要があること。

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の**利用者数**は、**当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる**（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、**前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数（就労定着支援及び自立生活援助については、当該前年度の開所月数）で除して得た数**とする。この平均利用者数の算定に当たっては、**小数点第2位以下を切り上げる**ものとする。
- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

○人員配置の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、**毎年度4月1日を基準日として見直しを行うこととされている**ので、各事業者においては、**自主点検を行う**こと。（※点検結果書類については提出不要だが、事業所において保管しておくこと。）

※前年度の利用者数の平均値の求め方

当該年度の前年度の延べ利用者数 / 開所日数（小数点第2位以下切り上げ）

算出例

対象期間：平成30年4月～平成31年3月		
延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)／(B)
4,125	269	15.4

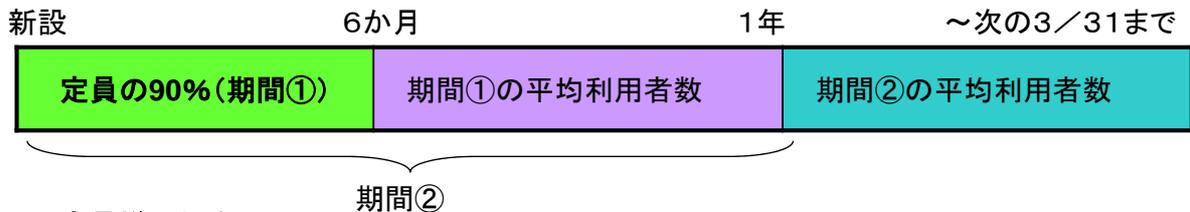
加算の算定に変更があれば体制届等が必要

○新設・定員の増減の場合の利用者数について①

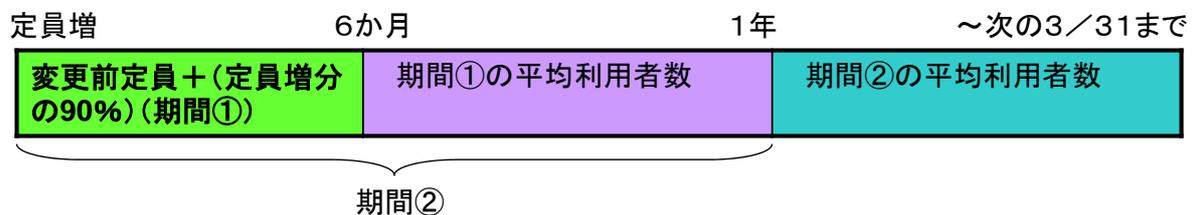
- 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分に関し、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、**定員の90%**を利用者数とし、新設又は増改築の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数**とし、新設又は増改築の時点から**1年以上経過している**場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数**とされている。

※ 下記の図中、「平均利用者数」は、各期間の「延べ利用者数÷開所日数」を指す。

○ 新設の場合



○ 定員増の場合



○新設・定員の増減の場合の利用者数について②

- ただし、就労定着支援については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労継続支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、**就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%**を利用者数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過している**場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

- また、自立生活援助については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、便宜上、**利用者の推定数の90%**を利用者の数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過している**場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
- 算定される単位数
所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、**各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない**ことに留意すること。
- 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる**定員超過利用**について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、**報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。**

○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

- **直近の過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える**場合に、当該1月間について**利用者全員につき減算を行う**ものとする。

（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合
 $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$
 $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$ （受入れ可能延べ利用者数）
※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

- ◆ **ただし、定員**（多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計）**11人以下**の場合は、**過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行う**ものとする。

○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

- **多機能型事業所等**における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、**当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出**するものとする。

（例） 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- ・生活介護 → $20人 \times 150\% = 30人$ （10人まで受入可能）
- ・自立訓練（生活訓練） → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）
- ・就労継続支援B型 → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）

○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い①

■ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員**50人以下**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える**場合に、当該1日について**利用者全員につき減算を行う**ものとする。

イ 利用定員**51人以上**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える**場合に、**当該1日について利用者全員につき減算を行う**ものとする。

■ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

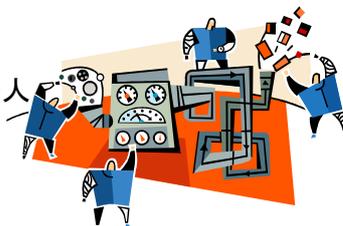
直近の**過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える**場合に、**当該1月間について利用者全員につき減算を行う**ものとする。

例：利用定員50人の施設の場合

$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$

$4,600人 \times 105\% = 4,830人$ (受入れ可能延べ利用者数)

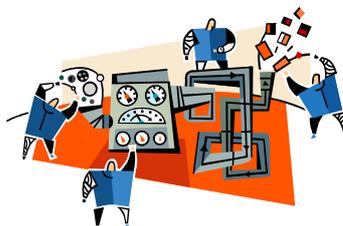
※3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算



○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い②

■ 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において**定員超過特例加算を算定している期間**については、**定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない**。



○利用者数の算定に当たっての留意事項

■ 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(4)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、**小数点以下を切り上げる。**

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (4) 一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

※知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

■ 算定される単位数

1 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について

(1) 減算が適用される月から**3月未満の月**については、所定単位数の**100分の70**とする。

(2) 減算が適用される月から**連続して3月以上の月**については、所定単位数の**100分の50**とする。

2 1以外の人員欠如について

(1) 減算が適用される月から**5月未満の月**については、所定単位数の**100分の70**とする。

(2) 減算が適用される月から**連続して5月以上の月**については、所定単位数の**100分の50**とする。

※ 1及び2の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

■ 人員欠如減算の具体的取扱い

1 従業者(生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人)の員数

(1) **1割を超えて減少した場合**

……その**翌月から人員欠如が解消されるに至った月**まで、利用者全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の**利用者の全員**。以下、2、3、4も同様)について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

(2) 1割の範囲内で減少した場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く)。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における、従業者(夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員)の員数

……ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

(1) 基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合

(2) 基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

3 1及び2以外の人員欠如

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く)。

4 従業者の員数以外

(1) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていない場合を除く)。

(2) 多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合

(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)

……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について③

■ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

■ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。

■ 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに知事に届け出なければならない。

■ 知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

人員欠如は県への届出が必要！
(夜勤職員欠如も同様)



○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
施設入所支援
- 算定される単位数
所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、各種**加算がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い
夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、**ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員**(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。
 - ①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において**夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生**した場合
 - ②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が**4日以上発生**した場合
- 知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を**指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討**するものとする。

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
- 算定される単位数
 - 1 減算が適用される月から**3月未満の月**については、所定単位数の**100分の70**とする。
 - 2 減算が適用される月から**連続して3月以上の月**については、所定単位数の**100分の50**とする。※ 1及び2当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。
- **個別支援計画未作成減算**については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い
具体的には、**次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで**、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。
 - ① **サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。**
 - ② **指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。**
- 知事は、当該規定を遵守するよう、**指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討**するものとする。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、自立生活援助

■ 算定される単位数

所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意する。

■ 標準利用期間超過減算については、**指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える**場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。

■ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。）ごとの**利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間**について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの**利用者全員**につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア **自立訓練（機能訓練）24月間** イ **自立訓練（生活訓練）30月間**

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

ウ **就労移行支援 30月間**（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の8**ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間**とする。）

エ **自立生活援助 18月間**

② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。

ア 当該利用者の**サービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出**するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。

ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
- 算定される単位数
1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる**記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算**することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。
- 知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう**指導**する。当該**指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討**するものとする。

○複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

- **複数の減算事由に該当する場合**の報酬の算定については、原則として、**それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合**については、**減算となる単位数が大きい方についてのみ減算**する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。
(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合
→ 所定単位数の100分の50の報酬を算定
(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合
→ 所定単位数の100分の70の報酬を算定

なお、知事は、複数の減算事由に該当する場合には、**重点的な指導**を行うとともに、当該**指導に従わない場合には、指定の取消しを検討**するものとする。

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い①

- 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるが、以下の加算については、**サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定することとなるので、留意すること。**

○ サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する加算

- ◆ 人員配置体制加算(生活介護)
- ◆ 常勤看護職員等配置加算(生活介護)
- ◆ 就労移行支援体制加算(生活介護・自立訓練・就労継続支援A型・B型)
- ◆ 夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
- ◆ 重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
- ◆ 賃金向上達成指導員配置加算(就労継続支援A型)
- ◆ 目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)

国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要！

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い②

※**本体報酬**については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、**全ての事業単位の定員を合算した定員により算定。**

(例) 就労継続支援B型(定員20名)と生活介護(定員10名)の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

○ 本体報酬

定員 $20+10=30$ 人で、**定員区分21人以上40人以下**の区分を適用。

○ 目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、**当該加算については20人以下の区分**を適用。

○関係告示、通知

■ 報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

■ 留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。

Ⅱ 実地指導における主な指導事項等

1 はじめに

実地指導が行われない年度においても、自主的な事業運営のチェックを年1回程度、定期的の実施してください。

(参考資料)

「実地指導における主眼事項及び着眼点」

○県指導監査室ホームページ掲載場所

「障害福祉サービス事業者のページ」→ 「3 障害福祉サービス等事業所指導関係」
→ 「実地指導における主眼事項及び着眼点（障害福祉サービス事業等）」

URL: <http://www.pref.okayama.jp/page/571629.html>

- ◇ 実地指導において文書指導をしたものの中には、報酬算定の誤りを指摘し、給付費の自主返還（過誤調整）を指導した例も複数件あります。
- ◇ 文書指導以外にも、何らかの運用誤りや記録の不備等に関する指摘・注意を行う事例も散見されます。
- ◇ 指摘内容については、文書指導の有無に関わらず、必ず改善を行っていただき、時間の経過とともに元に戻らないよう注意してください。
- ◇ 指定基準や報酬の要件等については常にチェックを行い、特に制度改定・報酬改定時には誤った運用を行うことがないように、管理者のみならず、従業員一人一人が意識して事業運営を行ってください。

2 主な指導事項

- これまでの実地指導等において、指摘が多かった主な事項をまとめたものです。
- 文書指導までは行っていないもの、また、指摘事例は少なくとも、極めて注意が必要と思われるものも掲載しています。
- 実地指導等において同様の指摘を受けることがないように、各指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

(1) 基本方針に関すること

① 虐待等の防止

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 虐待防止責任者を設置していない。
- × 従業者に対し、虐待防止に関する研修を実施していない。

- ☞ 虐待防止責任者を設置し、重要事項説明書等に明記してください。
- ☞ 従業者に対する虐待防止に関する研修体制を整備してください。

(2) 運営基準に関すること

① 内容及び手続きの説明及び同意

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 重要事項説明書について、記載内容が運営規程で定める内容や、実態と合っていない。
- × 契約書に定める契約の期間が、利用者の給付費の支給決定期間と合っていない。
- × 契約書における契約当事者が「事業所」となっている。

- ☞ 事業運営の重要事項（目的、従業者の職務等、営業日・営業時間、事業実施地域、サービス内容、緊急時対応、虐待防止の措置等）は運営規程で定めます。
- ☞ 重要事項説明書は、その重要事項を利用申込者に説明する文書ですので、運営規程と内容に齟齬がないか、運営規程が変更した場合にも対応しているか、また、運営実態とも乖離していないか、確認してください。
- ☞ 契約の期間は、支給決定期間の範囲内となりますので、契約開始日が支給決定開始日より前にならないように注意してください。
- ☞ 契約当事者は事業所ではなく「法人」となりますので、事業者側は法人代表者による記名押印としてください。

② サービス提供の記録

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × サービスを提供した際に、利用者から確認を受けていない。

- ☞ サービス提供を行った際には、提供日・サービス内容等を記録するとともに、利用者から押印・サイン等による確認を受けてください。

③ 給付費の額に係る通知等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、給付費の額を通知していない。

- ☞ 利用者に代わり給付費を直接受領した場合には、法定代理受領通知書として、市町村名・サービス提供月・給付費名・受領日・受領金額を記載したお知らせを、本来の受領者である利用者へ交付してください。
- ☞ 通知書の発行は、実際に給付費を受領した日以降に行ってください。

④ 取扱方針

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

× 提供するサービスの質の評価を行い、その改善を図っていない。

☞ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行ってください。また、第三者による外部評価の導入を図るよう努めるなど、常にサービスを提供する事業者として質の改善を図ってください。

⑤ 個別支援計画の作成

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

× サービス管理責任者による、計画作成に係る業務が適切に行われていない。(利用者の同意を得て交付するまでが著しく遅れている。適切な支援内容の検討の記録が不十分。等)
× 計画作成に当たって、担当者等を招集して行う会議を開催していない、また、会議を開催していても、その記録を残していない。

☞ サービスの提供は、サービス管理責任者が作成する個別支援計画に基づき行われるものです。

☞ 個別支援計画がなくサービス提供を行った場合、計画作成に係る業務が適切に行われていないものとして、当該月については計画未作成減算の対象となりますので、新規利用者に関しては特に注意し、速やかに作成・交付をしてください。

☞ 計画作成に係る業務は、計画の作成のみならず、利用者に説明し、文書により同意を得た上で交付するところまでが一連のものとなります。

☞ 作成そのものを行っていても、利用者の同意・交付がない場合は、基準上は減算の対象となりますので、作成後は速やかに利用者への説明の場を設け、同意を得てください。

☞ 平成30年度から、これまで5%だった減算率が、はじめの2か月は30%減算、3か月目からは50%減算と大幅に改定されております。

☞ 計画作成（見直しも含む）に当たっては、必ず会議にて担当者等の意見を求め、作成や見直しのプロセスを記録として残しておいてください。

⑥ 運営規程

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 定めてある事項（営業日・営業時間、利用者負担額など）が変更され、運営実態と合っていない内容となっているが、県（県民局）に変更届が提出されていない。
- × 虐待防止のための措置など、基準上定めておかねばならない重要事項の記載がない。
- × 運営規程に規定された内容と実態に乖離が生じている。

- ☞ 運営規程は指定申請における提出書類となっていますので、内容を変更した場合には県（所管の県民局）に変更届を提出してください。
- ☞ 運営規程に則した運営管理を行ってください。

⑦ 勤務体制の確保等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 従業者に対して研修の機会を確保していない。
- × 内部研修の実施、又は、外部研修に参加した場合などの記録の作成がない。
- × 従業者が、同一事業所や同一法人内で複数の職種の兼務をしている場合、雇用契約上の兼務関係が明確でなかった。

- ☞ 従業者の資質向上のため、研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。
- ☞ 内部研修を実施した場合はもとより、外部研修に参加した場合でも、後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。
- ☞ 従業者との労働契約において、労働契約書（又は労働条件通知書）又は辞令書等により、兼務職種を明確にし、従業者の勤務の体制を適切に管理してください。

⑧ 定員の遵守

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

× 利用定員を超えた利用者の受入れを行っている

- ☞ 報酬算定上、過去3か月の利用実績が定員の125%を超える場合、また、1日の利用者数が定員の150%を超える場合などは、30%の減算が適用されます。
- ☞ 減算が適用されない場合でも、定員を超える受入れが常態化している場合には、適正なサービス提供の確保が困難となりますので、定員内の利用者調整を行い、運営規程に定めた利用定員は必ず遵守してください。
- ☞ 利用者調整が困難な場合には、定員変更も検討してください。

⑨ 非常災害対策

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 非常災害に関する具体的計画が未作成。（消防計画への記載が不十分なものも含む。）
- × 非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を実施していない。
- × 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備が不十分。

- ☞ 利用者の安全を確保するため、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む「非常災害対策計画」の策定が必要です。
- ☞ 指定基準上、「事業者は非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされています。
- ☞ 消防法及び事業所の消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するとともに、消防機関への速やかな通報体制を職員に周知徹底するなど、非常災害対策に万全を期してください。

⑩ 衛生管理等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 感染症又は食中毒の発生や、まん延を防止するための必要な措置が不十分である。
- × トイレ等に共用の手拭きタオルが設置されている。

- ☞ 感染症対応マニュアルの作成や、必要に応じて保健所の助言、指導を求める等、必要な対策を講じてください。
- ☞ 共用の手拭きタオルは撤去し、ペーパータオルを設置する等、衛生管理の徹底を図ってください。

⑪ 秘密保持等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × サービス担当者会議等、他の事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合に、あらかじめ利用者等から提出を受ける同意文書（個人情報提供同意書）について、提供先が限定的に記述されている。
- × 利用者及びその家族の個人情報の使用について、文書にて同意を得ていない。

- ☞ 同意文書に記載されている提供先として、事業所内の担当者会議、他のサービス事業所等との連絡調整と、限定的に記載されている例が見受けられます。
- ☞ サービス提供時に利用者の容体が急変した場合などの緊急時に、医療機関等へ情報提供することなども想定して、適切な活用ができるような内容で同意を得てください。
- ☞ サービス担当者会議等、他の事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合に、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得てください。

⑫ 情報の提供等

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 事業所のホームページに最新の情報が掲載されていない。

- ☞ 利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるよう、正確な情報の提供に努めてください。

⑬ 苦情解決

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 苦情受付担当者と苦情解決責任者が同一人物となっている。
- × 苦情を受け付けた場合に、その内容を記録していない。

- ☞ 苦情受付担当者は職員の中から任命するなど、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えてください。また、苦情解決責任者は法人代表や管理者など、担当者の上位職の方を選任してください。
- ☞ 苦情を受け付けた場合は、受付日や内容、対応等を記録し、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行なってください。
- ☞ これまでに苦情を受けたことがない場合でも、苦情があった場合に備えて、記録するための様式を定めておいてください。

⑭ 事故発生時の対応

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 事故等が発生した場合に、関係機関への連絡が速やかに行われていない。
- × 事故対応マニュアルを作成していない。

- ☞ サービス提供により事故等が発生した場合には、所定の方法により、速やかに県（県民局）、市町村に報告を行ってください。
- ☞ あらゆる事故等（食中毒、感染症、交通事故、作業訓練中の事故、個人情報の流出など）を想定した対応マニュアルを定め、職員にも徹底してください。

⑮ 業務管理体制の整備

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 業務管理体制の整備に関する事項の届出が提出されていない。

- ☞ 指定障害福祉サービス事業者等については、平成24年4月から、法令遵守責任者の選任等を内容とした業務管理体制整備の届出が義務付けられています。
- ☞ 届出制度ができる以前から事業を行っている事業者については、届出がされていないままとなっているケースがある一方、ここ数年の新規事業者についても指定申請時に届出が漏れているケースが散見されます。
- ☞ 届出が提出されているか、事業者において確認をお願いします。
※ 届出の提出先は県（県民局）ですが、事業所が他の都道府県にも所在する場合は厚生労働省となります。

(3) 報酬に係る算定基準に関すること

- ◇ 報酬の算定に当たり、加算や減算の要件については報酬告示（事業者ハンドブック等）をよく確認の上、後日返還という事態とならないよう、十分に注意をしてください。
- ◇ 要件を満たしていないことを知りながら、意図的に請求を行い受領した場合には、不正請求事案として、行政上の措置を検討する場合があります。

① 栄養マネジメント加算

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 栄養ケア計画について、管理栄養士以外の職種の者が共同して作成していることが確認できない。

☞ 施設長が中心となり、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備してください。

② 帰宅時支援加算

■宿泊型自立訓練・共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 当該利用者の居宅等における生活状況等について、記録されていない。
- × 個別支援計画への位置付けがない、または不十分である。

☞ 当該利用者が帰省している間は、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分に把握し、その内容について記録するようにしてください。

☞ 単に家族等への居宅等に外泊した場合に算定できるものではなく、個別支援計画への位置付けを行い、それに基づく外泊であり、事業所は帰省に伴う家族等との連絡調整等の支援を行った場合にのみ算定できるものです。

③ 欠席時対応加算

■生活介護・自立訓練

【主な指摘事項】

- × 相談援助等の記録の内容が不十分である。
- × 連絡が取れなかったにもかかわらず、加算を算定している。
- × 3営業日より前の連絡であったが、加算を算定している。

- ☞ 当該加算は、単に欠席の連絡を受けた場合に算定できるものではなく、連絡を受けた際に、利用者等との連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況、相談援助の内容を記録した場合に算定できるものです。
- ☞ 国の解釈通知では、「電話等により利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、行った相談援助の内容を記録する。」とありますので、少なくとも、連絡日時、欠席日、連絡を受けた職員名、利用者名、利用者の状況（健康状態など欠席の具体的な理由）、相談援助内容などを記録する必要があります。
- ☞ 台風・豪雨等の場合、事業所は開所しており、受け入れ態勢を整えていることが要件となります（事業所が休みの場合は算定不可）。

④ 食事提供体制加算

■生活介護・短期入所・自立訓練

【主な指摘事項】

- × 外出行事で外食した場合や出前・市販弁当の購入など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。

- ☞ 事業所が食事を提供した場合に限定して加算を算定してください。
 - ※ 原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものが算定可能ですが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。
なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められます。

⑤ 送迎加算

■生活介護・短期入所・自立訓練

【主な指摘事項】

- × 加算Ⅰについて、1回の送迎につき平均10人以上かつ週3回以上の送迎を実施していない。
- × 居宅以外との送迎に対し加算を算定しているが、事前に利用者と適切に合意のうえ、特定の場所を定めた事実がなかった。

- ☞ 平成27年度報酬改定により、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との送迎も加算の対象となるよう緩和されましたが、事前に利用者と合意のうえ特定の場所を定めておく必要があります。
- ☞ 利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算定できません。

⑥ 福祉専門職員配置等加算

■全サービス共通（施設入所支援を除く）

【主な指摘事項】

- × 対象となる福祉専門職員に変動が生じていたが、届出がされていない。

- ☞ 福祉専門職員に変動が生じた場合は、速やかに県（県民局）に届出を行ってください。

⑦ 長期入院時支援特別加算

■宿泊型自立訓練・共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 特段の事情がないにもかかわらず、1週に1回以上病院及び診療所を訪問していない（月に4回訪問を行っているが、2日連続で訪問している事例もあり、週によっては全く訪問していない）。
- × 病院及び診療所を訪問した記録があまりにも簡素である。

- ☞ 特段の事情（利用者の事情）のない限り、1週に1回以上病院又は診療所を訪問するとともに、その具体的な支援内容等について詳細に記録しておいてください。
- ☞ 特段の事情がある場合についても、その具体的な内容を記録しておいてください。

【主な指摘事項】

- × 加算Ⅰ・Ⅱについて、一晩に1回以上の巡回を行っていない（巡回に関する記録がない）。
- × 加算Ⅰ・Ⅱについて、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数（前年度の平均）に変動が生じていたが、届出がされていない。

- ☞ 巡回の実施が客観的に確認できるよう、業務日誌等に巡回の時間等を記載しておいてください。
- ☞ 当加算は、夜間支援対象利用者の数によって算定できる単位が変わるため、夜間支援対象利用者の数に変動が生じた場合は、速やかに県（県民局）に届出を行ってください。

各指定障害児通所支援事業者
各指定障害児入所施設の設置者 殿
各指定相談支援事業者

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長
(公 印 省 略)

指定障害児通所支援事業等の適正な運営について

今般、県内の指定障害児通所支援事業所において、以下の理由により、児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項の規定による指定障害児通所支援事業者に係る同法第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定の全部の効力を停止する処分が行われるという不祥事が発生しました。

については、県内の障害児通所支援事業所等において二度とこのような不祥事が発生することのないよう、改めて事業運営について再点検を行うとともに、法人役員及び事業所の管理者を含む全従業員に対して法令等の遵守について周知徹底をはかり、適正な事業運営の確保に万全を期していただくようお願いします。

【指定の全部の効力の停止の原因となった事実】

平成 2 9 年 1 1 月から平成 3 0 年 3 月までの間に、次の①及び②のとおり、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号）」第 6 6 条第 1 項及び第 7 1 条において準用する第 2 7 条の規定に適合した業務を行っていないにもかかわらず、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省告示第 1 2 2 号）」の規定に従い、児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合の減算及び放課後等デイサービス計画が作成されていない場合の減算を行わず、また、児童発達支援管理責任者専任加算及び指導員加配加算を算定し、平成 2 9 年 1 1 月分から平成 3 0 年 5 月サービス提供分について障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

① 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、児童発達支援管理責任者を配置していなかった。

② 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画を作成していなかった。

これらの不正請求は、管理者が、請求の原因となる人員を具備していないことを認識しながら 7 ヶ月間にわたり反復継続して行っていたものである。

(担当)

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

0 8 6 - 2 2 6 - 7 9 1 7

「平成 30 年度集團指導資料」

平成 31 年 3 月 7 日開催
厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料 抜粋

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、また、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を引き上げていることから、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いするとともに、整備促進についても積極的な取組を進められたい。

なお、併せて、平成30年度報酬改定から短期入所における緊急時の取扱いとして、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能としていることも併せてご承知おき願いたい。

(2) 生活介護の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究（平成30年度厚生労働科学研究費補助金）」を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」に基づき、昨年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上において、「障害福祉サービス等情報検索サイト」を公表している。本サイトは、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスの選択に資するよう、全国の指定障害福祉サービス等事業所の所在地をはじめ、サービス内容、利用料、従事者数などの運営内容を公表しているが、2019年2月末時点で10万を超える事業所情報が公表されている一方で、全ての事業所情報について未だ公表されていない状況である。

都道府県等においては、引き続き管内事業者に対して報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

また、本サイトを多くの方々が利用できるよう、リーフレット等を活用して周知いただくようお願いする。【関連資料1】

(4) 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価事業」の実施にあたっては、これまでも、全国障害保健福祉関係主管課長会議において、障害福祉サービス等の受審率の引上げを目指すため、管内の障害福祉サービス事業所等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

また、平成31年度からは認証機関は更新制となり、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。なお、現在、全国社会福祉協議会において更新時研修のモデル研修を実施しており、これらの結果を踏まえたモデルカリキュラムの運用上の留意点等をお示しするので、活用されたい。

各都道府県におかれては、引き続き、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いする。

(5) 身体拘束等の適正化について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」を創設したところであるが、その取扱いについて、一部の自治体等から疑義が寄せられているところである。

今後、その取扱いについては、Q & Aにおいてお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(6) 障害分野のロボット等導入事業モデル事業

骨太の方針や成長戦略において、介護分野と同様に、障害福祉分野についてもロボット技術の活用の取組を促進することが盛り込まれていることを踏まえ、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により期待できる介護業務の負担軽減等を図る取組を推進するために、ロボット等の施設・事業所へ一定額以上の導入支援をするとともに、その効果を検証するモデル事業を実施することとしている。【関連資料2】

詳細は、今後交付要綱等でお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(7) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、平成28年度以前（H24～H28）の交付額について、平成30年度において再確定を行っている。（244件、返還額134百万円・追加交付額157百万円）

これは、会計検査院による指摘や市町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(8) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、昨年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）によれば、平成29年3月時点の耐震化率は83.7%（4.2万棟／5.0万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される

南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など)に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度(※)の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設のブロック塀等改修について

障害福祉関係施設におけるブロック塀等については、昨年9月に実施した安全点検の状況のフォローアップにより、安全性に問題のあるブロック塀等の存在が確認されていることから、速やかに改修等の安全対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、安全性に問題のあるブロック塀等を速やかに改修する等により安全対策を徹底するよう、障害福祉関係施設への周知をお願いします。

また、国においては、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設におけるブロック塀等改修整備を推進することとしており、社会福祉施設等施設整備費補助金により支援することとしているので、当該補助金の活用についても周知をお願いします。

③ 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備等について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要である。このため、平成30年北海道胆振東部地震において発生したブラックアウト等を踏まえ、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設における非常用自家発電設備の整備を推進することとしている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備を整備する場合の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いします。

また、あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるよう、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いします。

④ 障害福祉関係施設の土砂災害対策の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木（砂防・河川）部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設の避難確保計画作成状況及び訓練実施状況を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」を参考に、あらゆる機会を通じて、指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

⑤ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期すよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付事務連絡厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名）など参照）

また、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受入れる体制の整備をお願いしたい。

(9) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇見発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、頂いた情報を元に、災害情報取りまとめ報の作成、必要な支援策の検討等に活用させていただいているところである。各都道府県等におかれては、厚生労働省として必要な支援を迅速に行うため、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には、引き続き同通知に基づき、可能な限り迅速な情報提供をお願いします。

また、同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急にご対応をお願いします。

なお、今年度中を目途に、昨年の災害時の対応を踏まえ、情報収集項目の追加等、同通知における情報収集様式の見直しを検討することとしているので、ご了知いただきたい。

(10) 東日本大震災からの復旧・復興等（自治体負担分に対する財政支援の延長）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 31 年度予算案に計上しているので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び平成 29 年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含

む。)。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は除く。

(※1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

(※2) 旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

(※3) 旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成32年2月末（サービス提供分）まで

「障害福祉サービス等事業所」を探せます！

【障害福祉サービス等情報検索 トップ画面】



【事業所詳細情報】



平成30年度から改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」が施行されました。これにより、知りたい地域の障害福祉サービス等事業所情報をネット上で、いつでもどこでも検索することができます。

障害福祉サービス等情報検索

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>



障害福祉サービス等情報検索

【本件に関するお問い合わせ】

●●県●●部局●●課

TEL : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

MAIL : 〇〇〇@〇〇.jp

障害分野のロボット等導入モデル事業

新

平成31年度予算案:15,000千円

1. 事業目的

- 平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」の新たに講ずべき具体的施策において、ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上として、介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行うと決定され、平成30年度介護報酬改定において、特別養護老人ホーム等の夜勤業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合を要件として、夜勤職員配置加算の見直しが行われた。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018」や「未来投資戦略(成長戦略)2018」において、介護分野と同様に、障害福祉分野についてもロボット技術の活用の取組を促進することが盛り込まれている。(※ 参考資料)
- これらの介護現場における状況や今後の制度の対応の見通し等を踏まえ、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により期待できる介護業務の負担軽減等を図る取組を推進するために、一定額以上(10万円超え)のロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。(※補助額の上限額は1施設・事業所につき30万円以内)
【補助率:国(10/10)】

2. 事業内容

- 障害者支援施設等の実情に応じて策定する介護の負担軽減等を図るためのロボット導入計画の実現のために使用されるロボットであって、当該事業を通じた先駆的な取組により、介護業務の負担軽減等に資するものであること。
→ 都道府県が各施設・事業所から提出された計画内容を判断。

3. 事業要件

【実施対象者】

- 都道府県内の障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

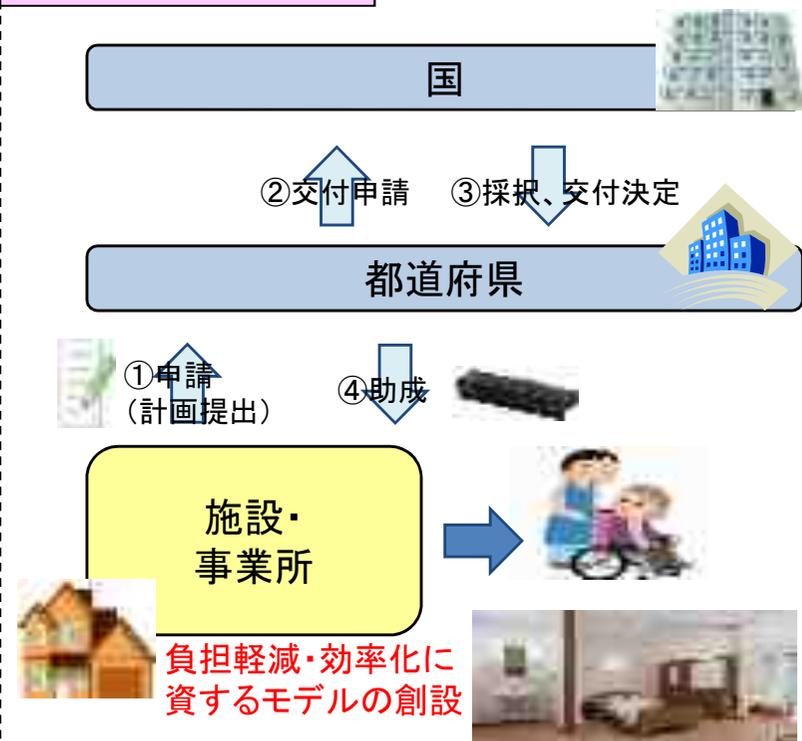
【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成(計画の記載内容)
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。(1年計画)

【助成対象】※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- 日常生活支援における見守り等で利用するロボットが対象。

4. 事業スキーム



関連資料2

障害分野のロボット等導入モデル事業【参考資料】

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018<抜粋>

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護サービスの生産性向上)

- 人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

未来投資戦略(成長戦略)2018<抜粋>

第1 基本的視座と重点施策

3. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

(1)② 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト

<医療・介護現場の生産性向上>

・介護現場の生産性を飛躍的に高めるため、ICT化を徹底推進し、2020年度までに介護分野での必要なデータ連携が可能となることを目指すとともに、現場ニーズを踏まえたロボット・センサー、AI等の開発・導入を推進し、事業者による効果検証から得られたエビデンスを活用して、次期以降の介護報酬改定等で評価する。

第2 具体的施策

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

② ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入

・ロボット・センサー、AIなどの技術革新の評価に必要なデータの種類や取得方法など、効果検証に関するルールを整理することで、事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期以降の介護報酬改定等で評価につなげる。

・AIなどの技術革新を進めるとともに、昨年度改訂した重点分野に基づき、ロボット・センサーについて、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組、現場ニーズを捉えた開発支援及び介護現場への導入・活用支援を進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。また、我が国の介護ロボットの海外展開を後押しするため、安全性担保に関する国際標準化の推進や諸外国の制度との連携を図る。

③ 書類削減、業務効率化、生産性向上

・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。

・作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。

・医療分野や障害福祉分野についても、介護分野と同様に、各分野の特性に応じて、作成文書の見直しやAI・ロボット技術の活用、多職種連携等の取組を促進する。

11 障害者の地域生活への移行等について

(1) 障害者の地域生活への移行について

① 自立生活援助について

平成 30 年 4 月に施行された自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、平成 30 年 10 月時点で、83 事業所（27 都道府県）において、328 人が利用している。【関連資料 1、2】

自立生活援助は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者が地域生活を継続するために有効なサービスであるとともに、現に一人暮らししている障害者等が住み慣れた地域で引き続き生活することを可能とするサービスでもあるため、都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、自立生活援助の円滑な施行に努めていただくようお願いする。

② 地域相談支援について

平成 24 年 4 月から施行された地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）は、利用者数が年々増加しているものの、障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移しており、都道府県別の利用実績に大きな差が生じている現状である。【関連資料 3】

地域相談支援の利用実績がない若しくは低調な理由については、複数の要因があると推測されるところであるが、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行は、障害福祉計画における継続した課題となっていることから、都道府県並びに市町村においても計画達成に向けて積極的な活用を検討願いたい。

特に、精神科病院に長期間入院している精神障害者の地域移行に関しては、所在の確認が難しい事例も散見されるが、国立精神・神経医療研究センターが公開している「地域精神保健医療福祉資源分析データベース ReMHRAD（リムラッド）」を活用することで、精神科病院に 1 年以上入院している方の状況（現在の所在病院・元住所地の市区町村）を検索すること等が可能なので、地域相談支援を必要とする精神障害者に対して確実に支援が届くよう、実態把握に努められたい。【関連資料 4】

また、地域相談支援と自立生活援助を組み合わせることで、地域移行する障害者への支援をより効果的に実施することが可能であり、相談支援事業者が自立生活援助を実施する場合は兼務要件等が緩和されているので、合わせて活用を検討願いたい。

③ 施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画では、「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の削減」が第1期から継続して成果目標となっており、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）における成果目標は以下のとおりとなっているので、都道府県並びに市町村におかれては、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進、進捗状況の把握等に取り組み、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

成果目標（計画期間が終了するH32年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上
 - ・施設入所者数：H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重度化を背景とした目標設定

（2）共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

① 日中サービス支援型グループホームについて

平成30年度報酬改定により創設された「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されるものであり、平成30年10月時点で、45事業所（22都道府県）において、532人が利用している。【関連資料5、6】

都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、日中サービス支援型グループホームの円滑な施行に努めていただくようお願いする。

② グループホームの整備促進について

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、平成30年10月時点の利用者数は11.9万人（介護サービス包括型：10.3万人、日中サービス支援型：532人、外部サービス利用型：1.6万人）であり、第5期障害福祉計画の平成30年度末における利用者見込数12.2万人と比較して、ほぼ同水準となっているものの、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）においてグループホームの利用見込は今後も増加することから、引き続き、グループホームの整備促進に努められたい。【関連資料7】

③ グループホームの防火安全対策等について

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、都道府県並びに市町村におかれ

ては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

また、非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、都道府県並びに市町村におかれては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図るようお願いする。

災害発生に備えた取組みの例

- 避難行動要支援者名簿への掲載の調整
- 一時避難場所や福祉避難所への移動経路の確認及び移動訓練 等

④ 地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供について

厚生労働省においては、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめ、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示すとともに、平成28年3月に、総合的な福祉サービスの提供を行う上で現行制度において運用上対応可能な事項を整理した「地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」を取りまとめている。

その中で、障害者グループホームと認知症対応型グループホームについては、ともに「家庭的な雰囲気の下で生活する住まい」であることから「設備の共用は可能」であり、一体的に運営することが可能と整理されている。

都道府県並びに市町村におかれては、これらの趣旨や内容を十分ご理解の上、引き続き、グループホームの適切な運用を図っていただくようお願いする。【関連資料8】

(3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等の福祉施設への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」及び「社会生活支援特別加算」

により評価している。

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、地域によって取組状況に差異がみられるため、都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移

	H27年10月	H28年10月	H29年10月	H30年10月
介護サービス包括型	286人	311人	335人	397人
グループホーム	141事業所	153事業所	160事業所	185事業所
日中サービス支援型				3人
グループホーム				3事業所
外部サービス利用型	80人	75人	80人	72人
グループホーム	48事業所	41事業所	42事業所	35事業所
障害者支援施設	51人	45人	45人	39人
	31事業所	24事業所	26事業所	25事業所
宿泊型自立訓練	53人	66人	60人	63人
	35事業所	44事業所	41事業所	39事業所
合計	470人	497人	520人	574人
	255事業所	262事業所	269事業所	287事業所

※日中サービス支援型グループホームは平成30年4月創設

※障害者支援施設については、地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)(個人加算)の算定実績

社会生活支援特別加算の算定実績の推移

	H27年10月	H28年10月	H29年10月	H30年10月
自立訓練(機能訓練)				1人
				1事業所
自立訓練(生活訓練)				170人
				61事業所
就労移行支援				33人
				16事業所
就労継続支援(A型)				21人
				14事業所
就労継続支援(B型)				145人
				80事業所
合計				370人
				172事業所

※社会生活支援特別加算は平成30年4月創設

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間(原則1年間)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

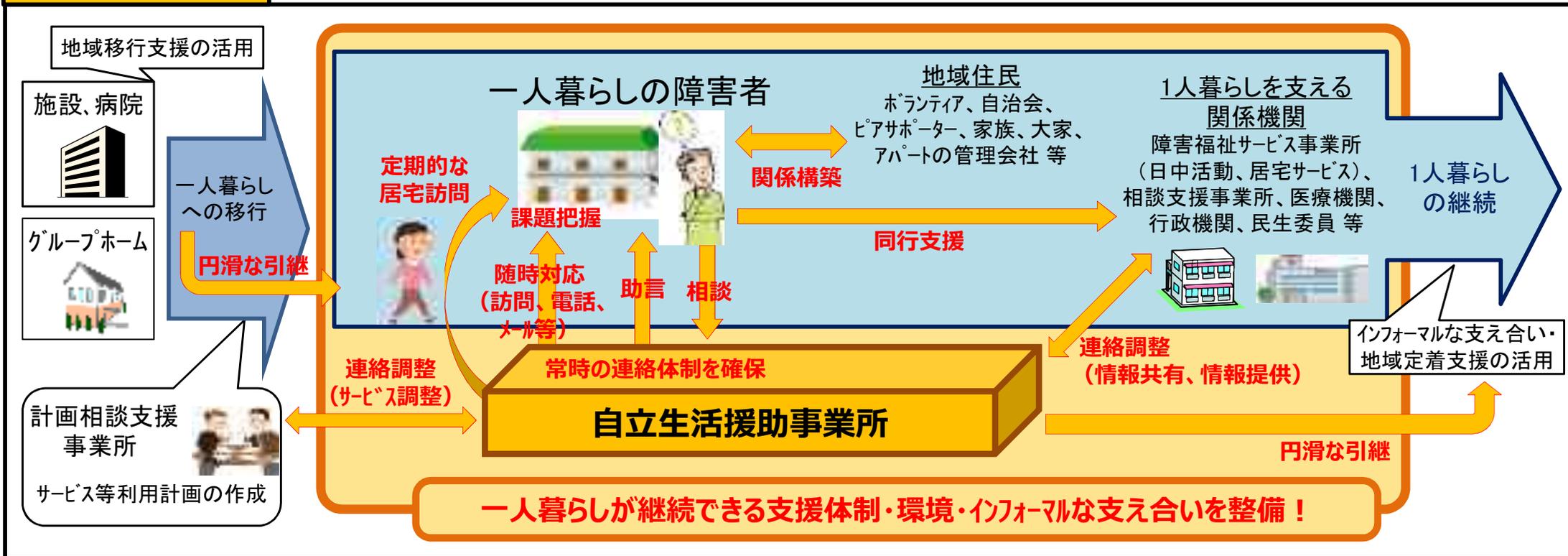
※自立生活援助による支援が必要な者(例)

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

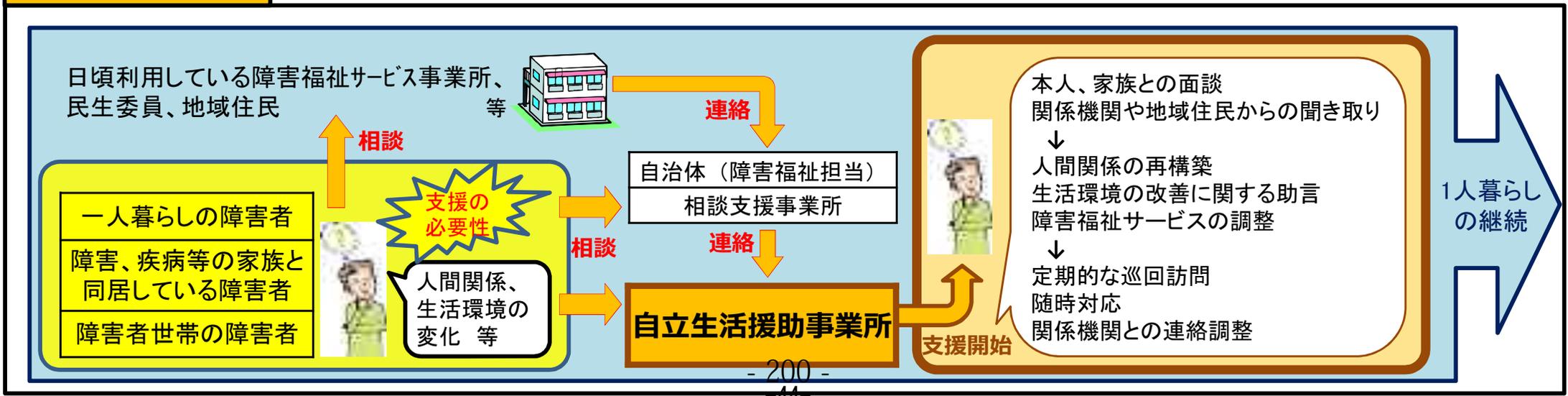
※家族による支援が見込めないと判断する場合(例)

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

支援のイメージ ①



支援のイメージ ②



自立生活援助の現状

※平成30年10月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [83事業所(27都道府県)]

○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
2	1	1	3	2	5	4	21	5	3	3	2	2	7	1
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
2	1	1	2	1	1	1	2	3	1	5	1			

利用者について [328人]

○都道府県毎の利用者数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
9	2	9	5	4	27	13	81	15	6	21	24	8	16	3
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
7	1	2	6	11	2	3	4	31	1	15	2			

○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	134
上記以外の単身生活者等	194

○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
1	3	23	93	128	12	68

○障害種別毎の利用者数

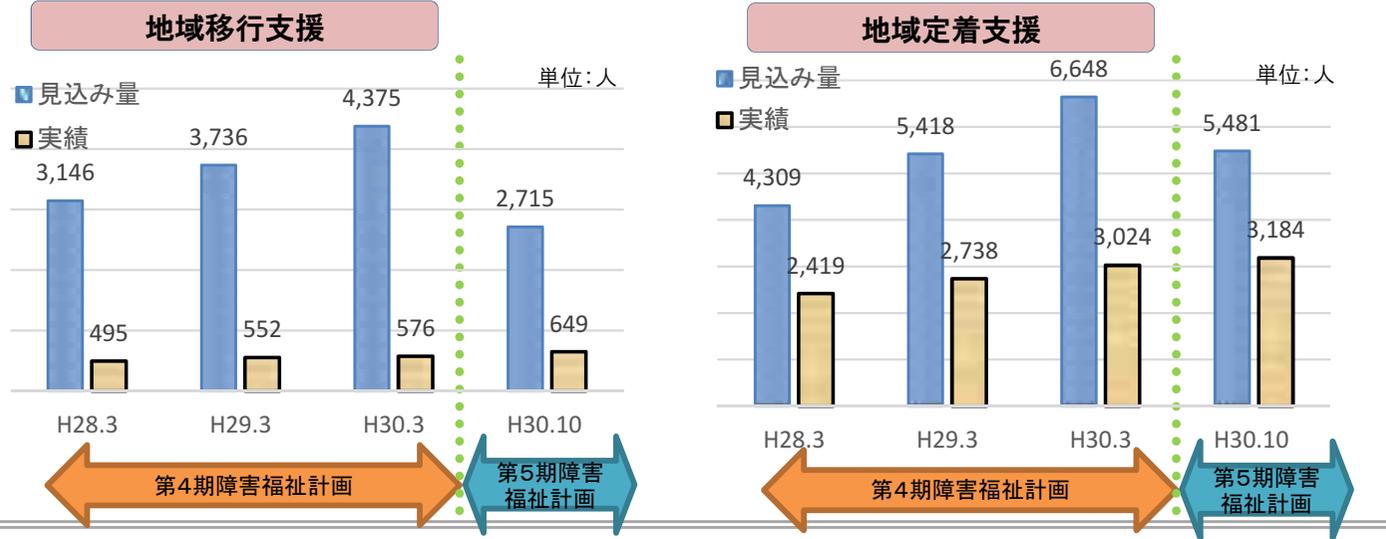
身体障害	知的障害	精神障害
16	99	213

○年齢毎の利用者数

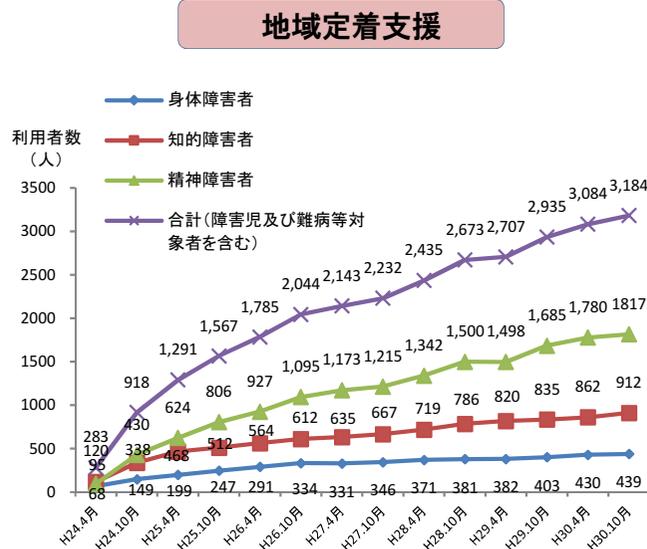
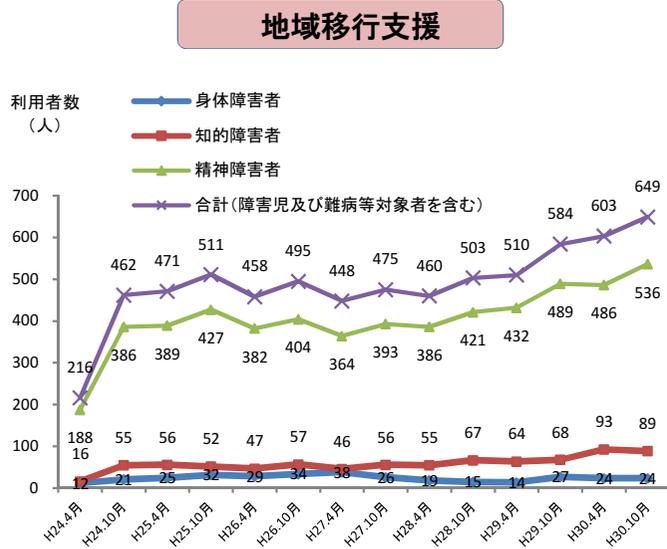
18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
1	0	34	49	77	109	34	24

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

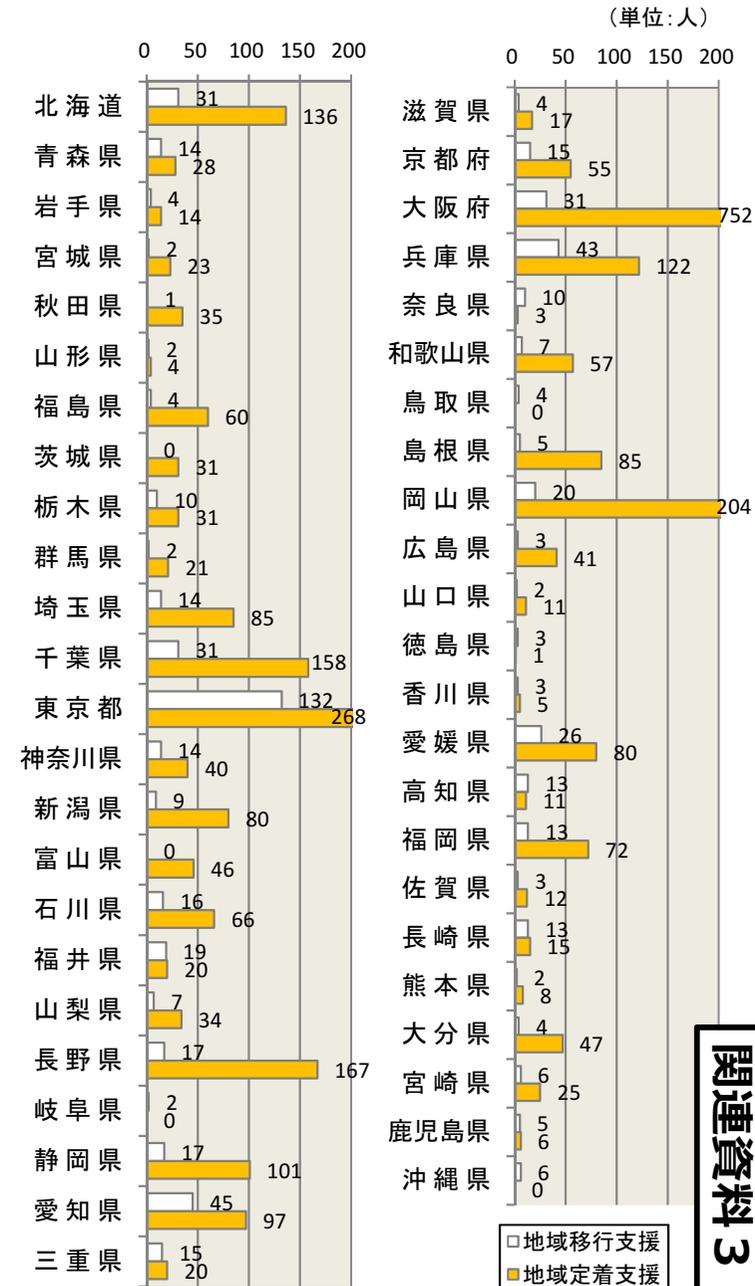
◆ 障害福祉計画における見込み量と実績



◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～H30.10）



◆ 都道府県別利用者数（H30.10）



関連資料 3

ReMHRAD:地域精神保健医療福祉資源分析データベース

Regional Mental Health Resources Analyzing Database

区市町村ごとの社会資源量と1年以上入院患者の状況の見える化

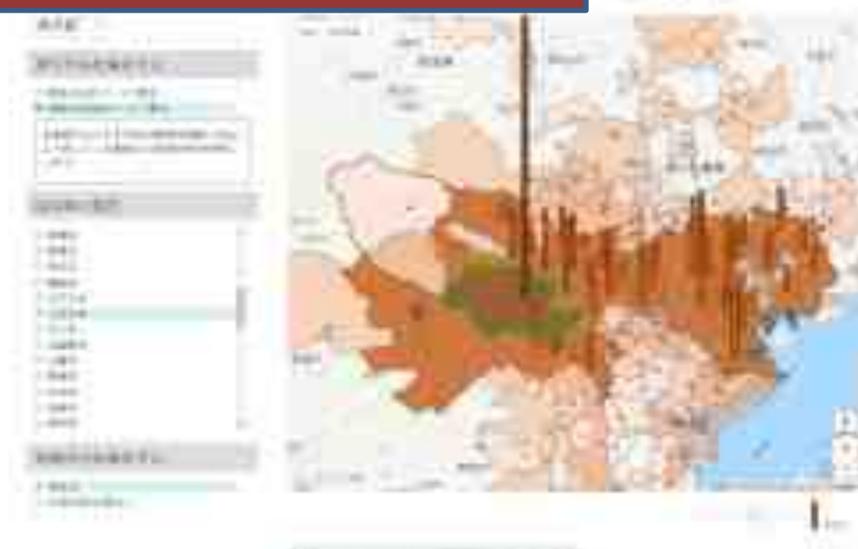
1. 障害者総合支援法の社会資源の状況

①資源量 ②全国の平均値との多寡情報 ③位置情報

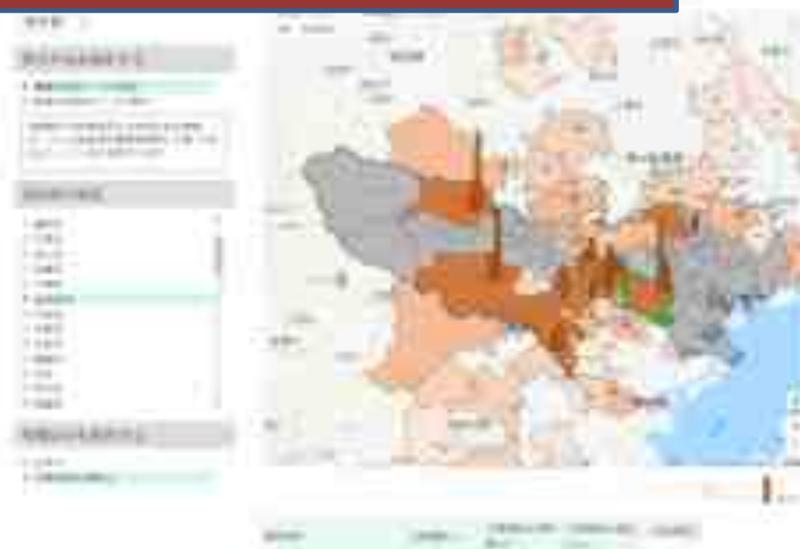
2. 精神病床を有する医療機関における1年以上入院患者の状況

- ①自区市町村の医療機関に入院している患者はどこの住民か。
- ②自区市町村に住所がある患者はどの区市町村の病院に入院しているか。

2.①の例 東京都 八王子市



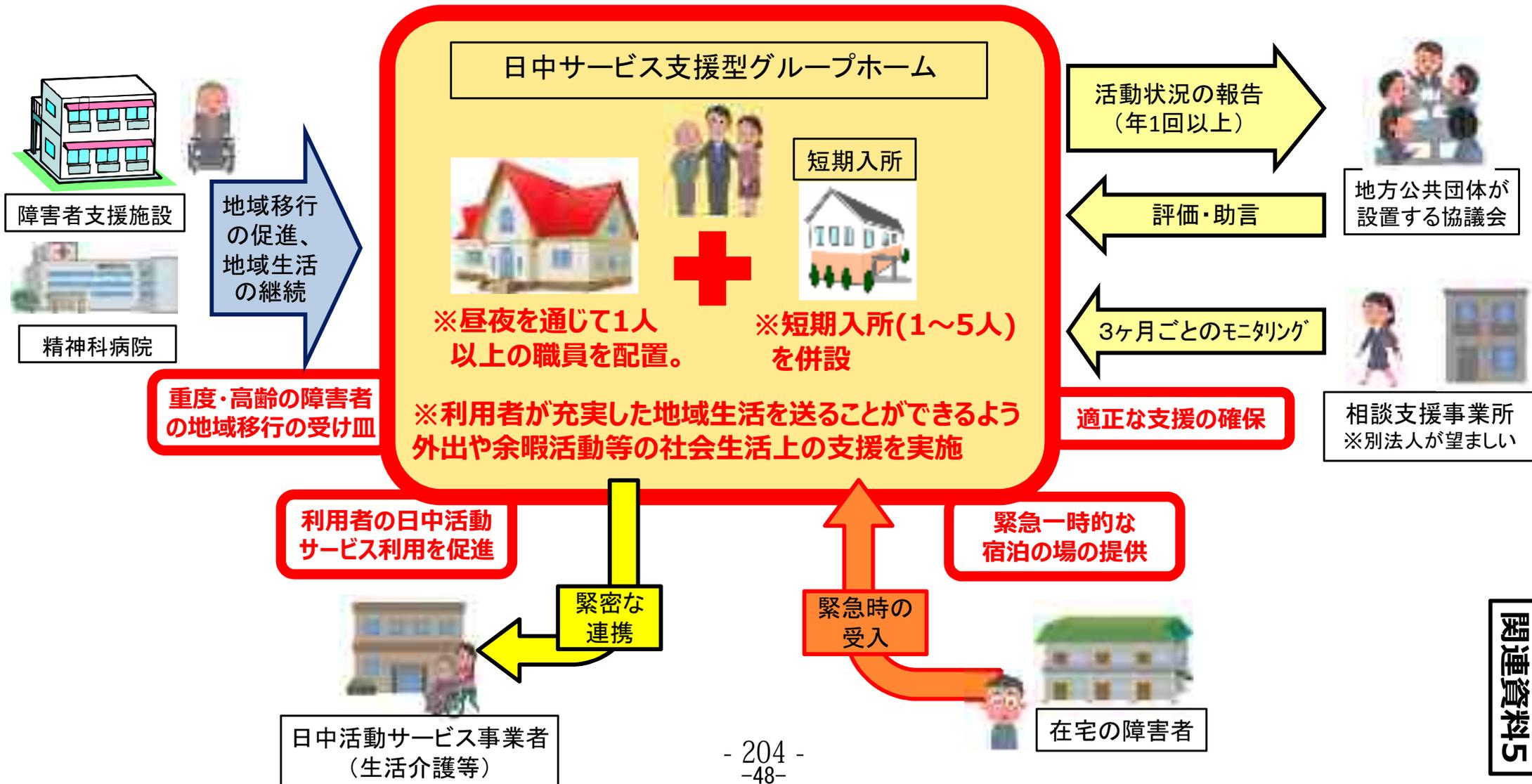
2.②の例 東京都 世田谷区



U R L : <https://remhrad.ncnp.go.jp/>

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



日中サービス支援型グループホームの現状

※平成30年10月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [45事業所(22都道府県)]

○都道府県毎の事業所数										
北海道	青森県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	石川県	静岡県
16	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1
三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	広島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県
1	1	3	1	1	2	1	3	1	1	1

○世話人配置別の事業所数		
3:1	4:1	5:1
28	10	7

利用者について [532人]

○都道府県毎の利用者数													
北海道	青森県	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	石川県	長野県	静岡県	
224	7	1	23	5	24	10	8	11	26	7	1	7	
三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	鳥取県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県
6	10	30	2	2	13	27	1	15	5	37	12	9	9

○障害種別毎の利用者数			
身体障害	知的障害	精神障害	難病等
106	230	194	2

○障害支援区分毎の利用者数						
区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
144	126	126	87	41	1	7

○日中活動サービスを利用する利用者数					
生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型
364	2	15	1	5	63

○年齢毎の利用者数							
18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
0	12	61	68	112	125	76	78

グループホームの利用者数の推移

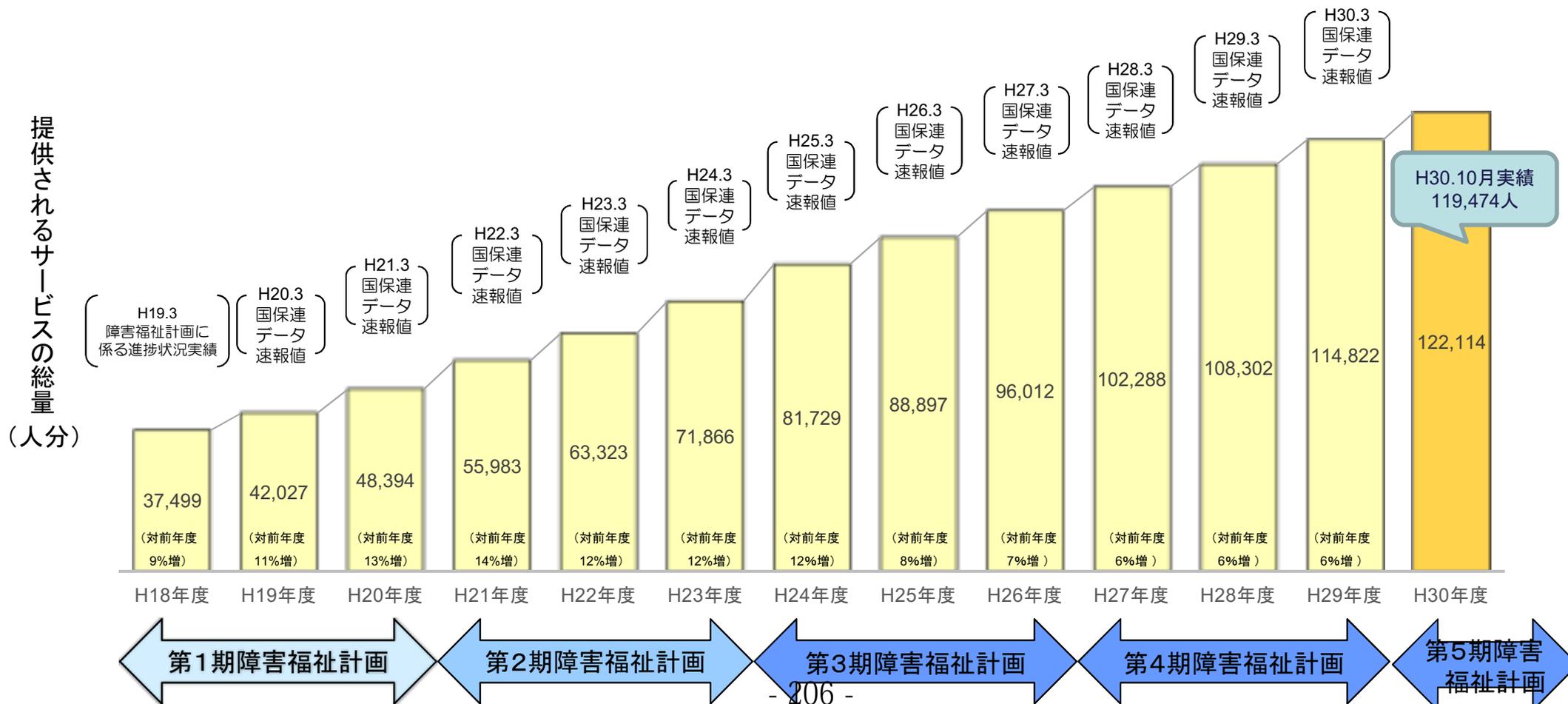
障害者の地域移行を推進し、地域で安心して生活するため、障害者の住いの場であるグループホームの整備を促進する。

各自治体が策定した障害福祉計画においては、平成30年度に12.2万人のグループホーム利用者が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)

実績

見込



関連資料7

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン

抜粋

※本ガイドラインは、福祉サービスを総合的に提供する上で、
現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可
能な事項を整理したもの。

平成 28 年 3 月



1. 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進

(1) 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供の意義

厚生労働省は、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、局長級のプロジェクトチームにおいて、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

新たな福祉ビジョンは、高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示したものである。福祉サービスの提供に当たっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることが重要である。

このため、厚生労働省では、専門性に則って高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の支援を行う方法の他に、複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進していくこととしている。その基本的な理念は、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられるという共生型社会の構築である。

また、こうした取組を地域づくりの拠点としても機能させていくことが重要である。各地において、既存の補助金や高齢者、障害者、児童等の各対象者別の福祉制度に基づく福祉サービスを活用することで、高齢者、障害者等を分け隔てなく受け入れ、制度に基づく専門サービスを提供するものから、地域福祉の拠点となり居場所機能を担うものまで、様々なかたちで実施されており、こうした共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点による地域づくりの取組が地域の実情に応じて更に広がることが期待される。

(2) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、新たな福祉ビジョンを受け、高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の複数分野の支援を総合的に提供する場合の各福祉制度の人員配置基準、設備基準等に係る現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理することで、総合的なサービスの提供の阻害要因を解消し、全国で更に取組を推進することを目的としている。自治体においては、本ガイドラインの趣旨を理解し、各制度の人員配置基準、設備基準の適切な運用を行うことで、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を推進することが重要である。また、事業者においても、本ガイドラインを参考に、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を積極的に実施することが期待される。

現行制度において運用上対応可能な事項の整理にあたっては、各地において実施されている多世代交流・多機能型の福祉拠点の取組が、現在、通いや居場所の提供を中心に、泊まりなども含めた形態で行われていることを踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とする福祉サービスにつ

いて、福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービスとして整理を行った。具体的に整理を行った福祉サービスは、以下に挙げたとおりである。

なお、今後も現場の創意工夫の中で、不明点が出てくることは十分に考えられる。このため、本ガイドラインは、今後も必要に応じて見直しを行うこととする。

さらに、新たな福祉ビジョンにおいては、福祉サービスの総合的な提供に向けた各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じ報酬改定も視野に入れて、平成28年度から平成30年度までにかけて検討することとしている。

【福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス】

対象者	福祉サービス
高齢者等	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス） ・認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）
障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護（デイサービス） ・短期入所（ショートステイ） ・機能訓練 ・生活訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・共同生活援助（障害者グループホーム） ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・地域活動支援センター ・日中一時支援
児童	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・一時預かり事業（一般型） ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
生活困窮者	<ul style="list-style-type: none"> ・就労訓練事業

2. 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、人員・設備の兼務・共用等が運用上対応可能な事項について

(2) 高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備基準について

1 (2) の「福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス」で挙げた高齢者、障害者、児童等の各福祉サービスの人員配置基準、設備基準については、以下の表のとおりである。このうち、高齢者、障害者、児童等のサービスを総合的に提供するにあたり、高齢者と障害者、障害者と児童等、対象者が異なる福祉サービス間で兼務、共用が可能な人員、設備については下線を引いた。

なお、兼務・共用が認められない人員・設備の他、高齢者、障害者、児童等の対象者毎の福祉サービス間においてのみ兼務・共用が認められる人員、設備には下線を引いていない。(例 生活介護における生活支援員：生活介護における管理者と兼務可能、小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員等：小規模多機能型居宅介護における他の職務等と兼務可能)

【高齢者等を対象としたサービスの例】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>管理者</u>：共同生活住居ごとに1 ・<u>代表者</u> ・<u>介護従業者</u>：3：1（共同生活住居ごとに夜間・深夜の勤務を行う者1以上） ・<u>計画作成担当者</u>：共同生活住居ごとに1 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>共同生活住居</u>：原則1又は2。定員5～9人。<u>居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u>等が必要。 ・<u>居室</u>：定員1。床面積7.43㎡（4.5畳）以上。 <p>※家庭的な雰囲気の下で生活する高齢者の住まいであるため、障害者に対する類似のサービスである共同生活援助との設備の共用は可能。</p>

【障害者（児）を対象としたサービス】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
共同生活援助 ※介護サービス包括型	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>管理者</u> ・<u>サービス管理責任者</u>：利用者30人までは1、以降30人増す毎に1 ・<u>世話人</u>：6：1 ・<u>生活支援員</u>：障害支援区分に応じて、2.5：1～9：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>共同生活住居</u>：1以上。定員2～10。事業所の合計定員4以上。1以上のユニット（1ユニット：定員2～10）が必要。<u>居室、居間、食堂、便所、浴室</u>等が必要 ・<u>居室</u>：定員1又は2。床面積7.43㎡以上 ・<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> <p>※家庭的な雰囲気の下で生活する障害者の住まいであるため、高齢者等に対する類似のサービスである認知症対応型共同生活介護との設備の共用は可能。</p>

(6) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例

(2)～(5)を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

【泊まりのサービスを組み合わせる例】

例⑦ 認知症対応型共同生活介護（高齢者等） + 共同生活援助（障害者）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 管理者、代表者：兼務可能</p>	<p>○ 居間、食堂、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：別々に設ける必要なし</p> <p>○ 居間、食堂、台所、浴室、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：各サービスの利用者が利用可能</p>
<p>(参考) サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型共同生活介護】 管理者、代表者、介護従業者、計画作成担当者 【共同生活援助】 管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員</p>	<p>(参考) サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型共同生活介護】 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備 【共同生活援助】 居室、居間、食堂、便所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p>

12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

① 障害者虐待事例への対応状況等

平成 30 年 12 月 26 日に公表した「平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、養護者による虐待はほぼ横ばいの一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成 28 年度と比較して相談・通報件数は 12% 増加（2,115 件→2,374 件）し、虐待と判断された件数は 16% 増加（401 件→464 件）となっている。

【関連資料 1】

② 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは遺憾であるが、その一方で、障害者虐待防止法（以下「法」という）第 16 条 1 項に定める通報義務に関する理解が施設従事者等へ深まりつつある状況と考えられる。障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第 16 条 4 項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても、周知徹底を図られたい。

このため、各都道府県において実施される障害者虐待防止研修における障害者福祉施設管理者等の研修受講を勧奨するとともに、研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、改めて研修受講の徹底を図られたい。

また、報道等で明らかになる重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては事業所に対する適切な事実確認及び都道府県等と連携して適切な権限行使による指導をお願いしたい。

さらに、LGBT のような性的指向・性自認を持つ虐待を受けている障害者について、当該障害者の多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、事業者や市町村に対して周知を図られたい。

(2) 平成 31 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修について

平成 31 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修については平成 31 年 8 月 7 日・8 日の 2 日間、埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターで開催する予定である。詳細については決定次第、別途連絡を行うので、適任者を推薦いただく等、ご協力をお願いする。

(3) 障害者虐待防止対策支援事業について

平成 31 年度の予算（案）における障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）については、市町村虐待防止センター及び都道府県権利擁護センターにおける専門性の高い職員の配置等による体制の整備、地域の行政機関や専門機関、住民等との連携協力体制の強化、その他研修や普及・啓発事業を行えるよう拡充を図ることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。【関連資料 2】

(4) 成年後見制度の利用促進について

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府において「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定され、取組を進めているところである。

平成 31 年度予算（案）においては、基本計画を踏まえて地域における中核機関の整備や市町村計画の策定の取組を更に推進するため、新たに

- ① 都道府県が広域的な観点から体制整備を行うための事業費への補助、
- ② 中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組への補助、
- ③ 市町村や中核機関職員等に対する国の研修

に要する費用について計上したところである。（社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室において計上）【関連資料 3】

また、基本計画においては、「若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる」ことが盛り込まれていることから、成年後見制度法人後見支援事業を積極的にご活用いただきたい。【関連資料 4】

なお、厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムを今後お示しする予定である。本研修カリキュラムは、障害者の意思確認などを行う際にも有効であることから、成年後見制度普及啓発事業として実施する研修等においても積極的に活用し、研修の充実に努めていただきたい。

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

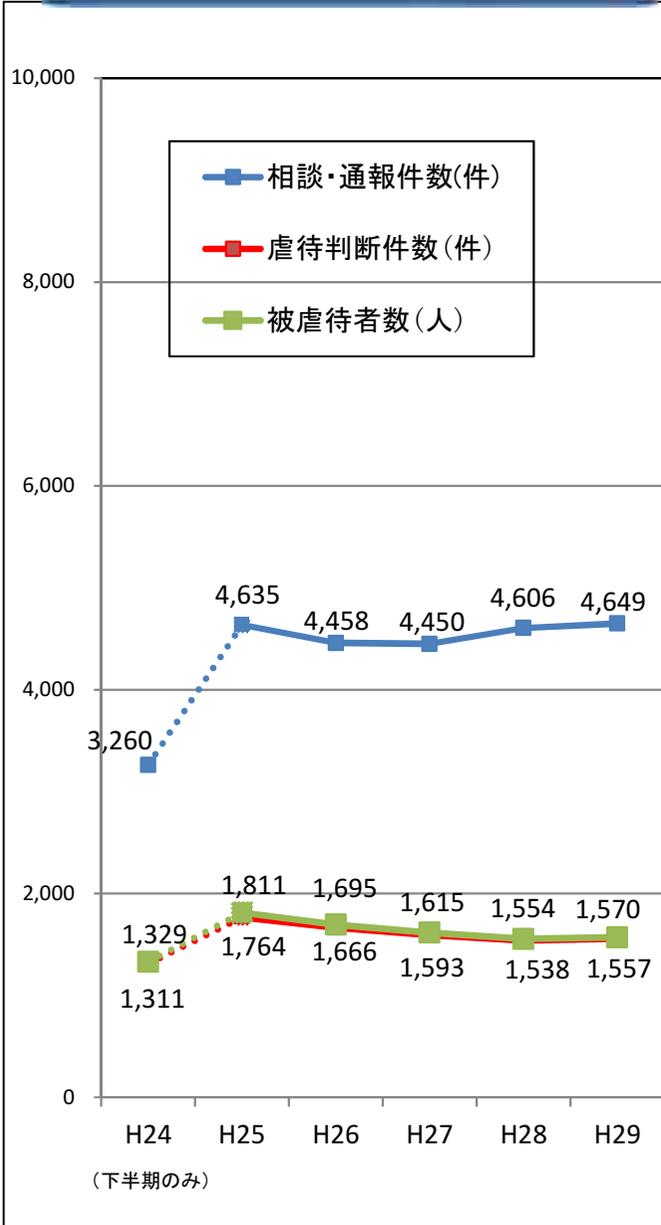
養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム]	[スキーム]	[スキーム]
<p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)</p>	<p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成29年度の5ヶ年分が対象。

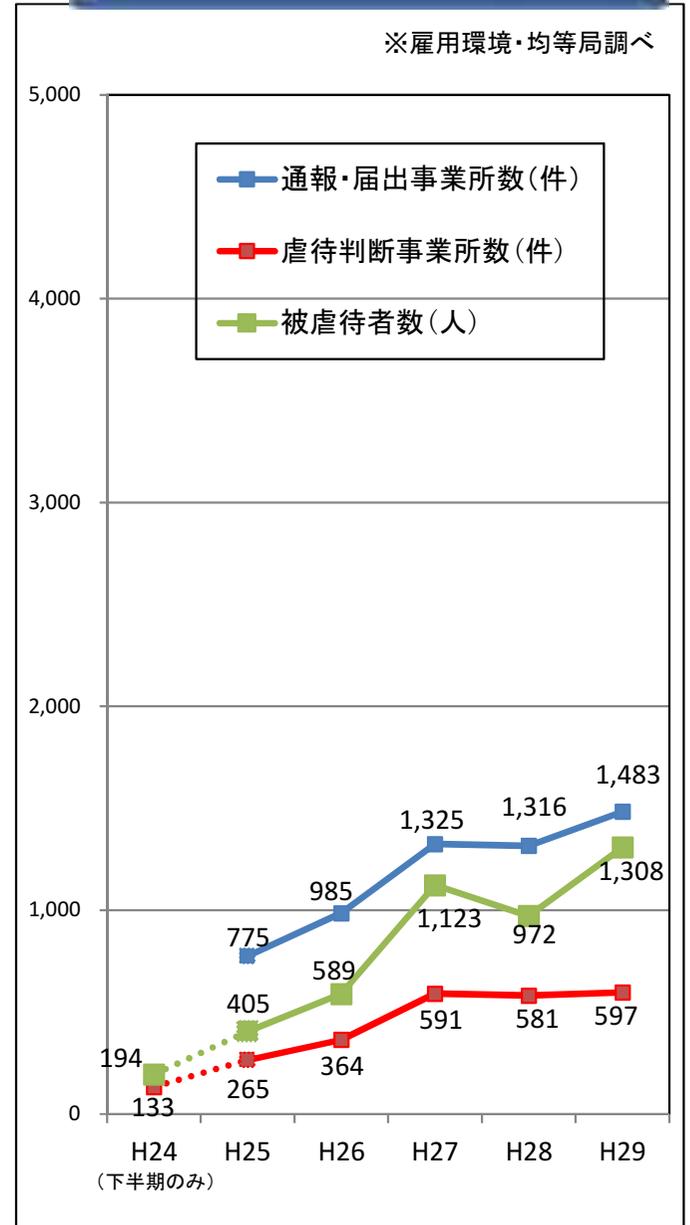
養護者による障害者虐待



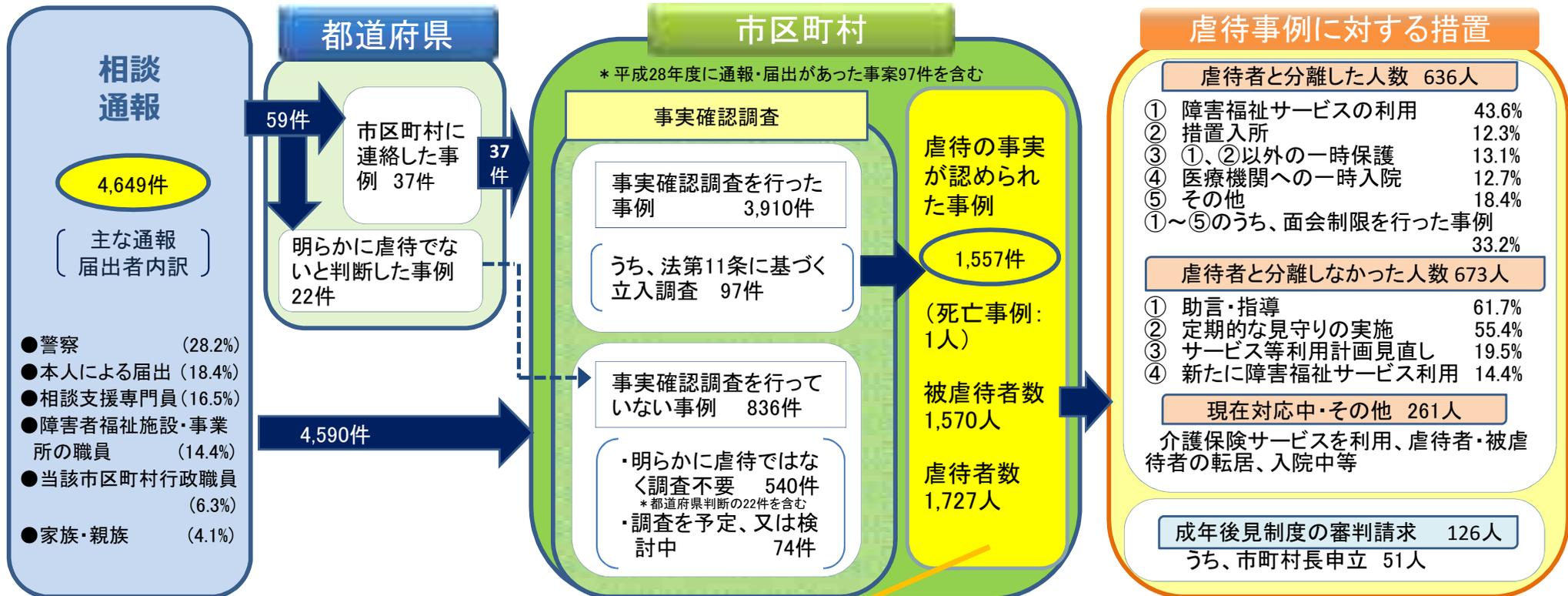
障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



平成29年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,727人)

- 性別
男性(62.4%)、女性(37.3%)
- 年齢
60歳以上(36.7%)、50～59歳(24.8%)
40～49歳(19.9%)
- 続柄
父(24.4%)、母(23.3%)、兄弟(13.3%)
夫(12.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
61.2%	3.7%	32.9%	16.2%	22.9%

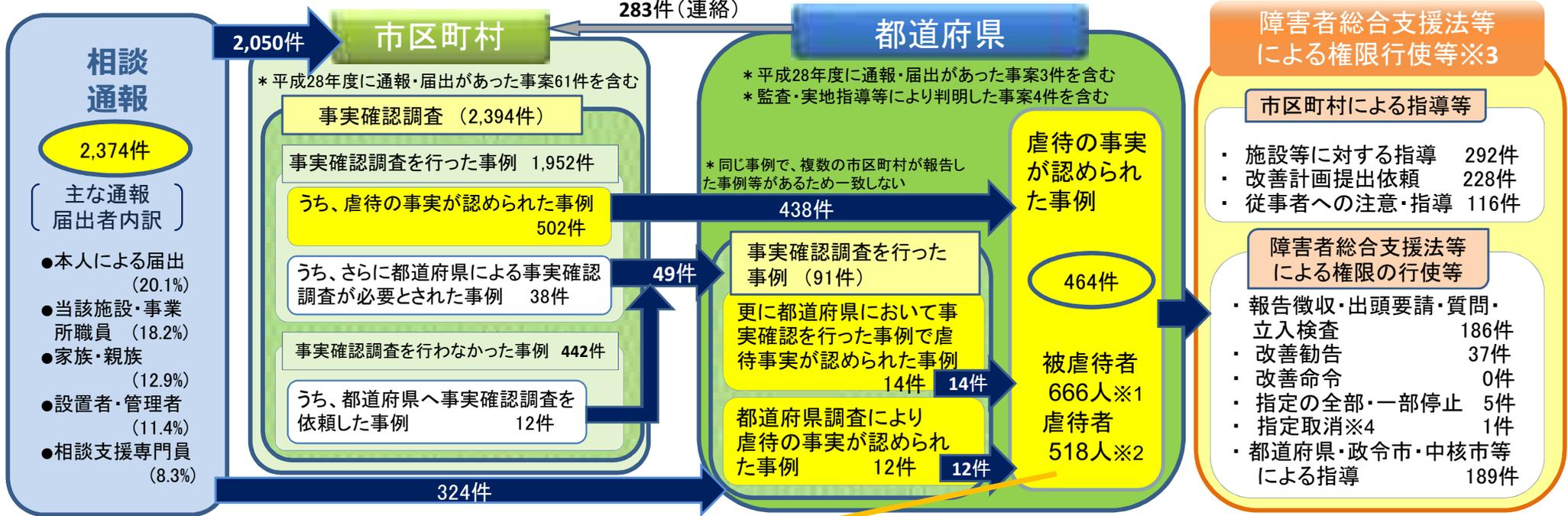
市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被害者と虐待者の人間関係	47.8%
虐待者が虐待と認識していない	45.4%
被害者の介護度や支援度の高さ	28.7%
虐待者の知識や情報の不足	27.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	21.2%
被害者側のその他の要因	20.8%

被害者(1,570人)

- 性別 男性(35.9%)、女性(64.1%)
 - 年齢
20～29歳(23.2%)、40～49歳(22.5%)
50～59歳(19.2%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 19.1% | 55.0% | 34.3% | 2.8% | 2.3% |
- 障害支援区分のある者 (54.8%)
 - 行動障害がある者 (28.9%)
 - 虐待者と同居 (82.5%)
 - 世帯構成
両親と兄弟姉妹(13.4%)、両親(11.8%)、単身(10.3%)
配偶者(8.5%)、母・兄弟姉妹(8.2%)

平成29年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



- ### 虐待者 (518人)
- 性別 男性(72.6%)、女性(27.4%)
 - 年齢 40～49歳(19.1%)、50～59歳(15.8%)、30～39歳(15.6%)
 - 職種 生活支援員(44.2%)、管理者(9.7%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(5.4%)、世話人、設置者・経営者(4.4%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.5%	14.2%	42.2%	6.9%	5.8%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%
倫理観や理念の欠如	53.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	116	25.0%
居宅介護	14	3.0%
重度訪問介護	6	1.3%
療養介護	17	3.7%
生活介護	54	11.6%
短期入所	14	3.0%
自立訓練	4	0.9%
就労移行支援	7	1.5%
就労継続支援A型	33	7.1%
就労継続支援B型	43	9.3%
共同生活援助	87	18.8%
移動支援事業	3	0.6%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.5%
児童発達支援	2	0.4%
放課後等デイサービス	57	12.3%
合計	464	100.0%

- ### 被害者 (666人)
- 性別 男性(66.1%)、女性(33.9%)
 - 年齢 30～39歳(18.8%)、20～29歳(18.5%)、～19歳(17.7%)、40～49歳(16.7%)
 - 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
 - 障害支援区分のある者 (62.0%)
 - 行動障害がある者 (29.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の10件を除く454件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった25件を除く439件が対象。
 ※3 平成29年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

平成29年度における使用者による障害者虐待の状況等

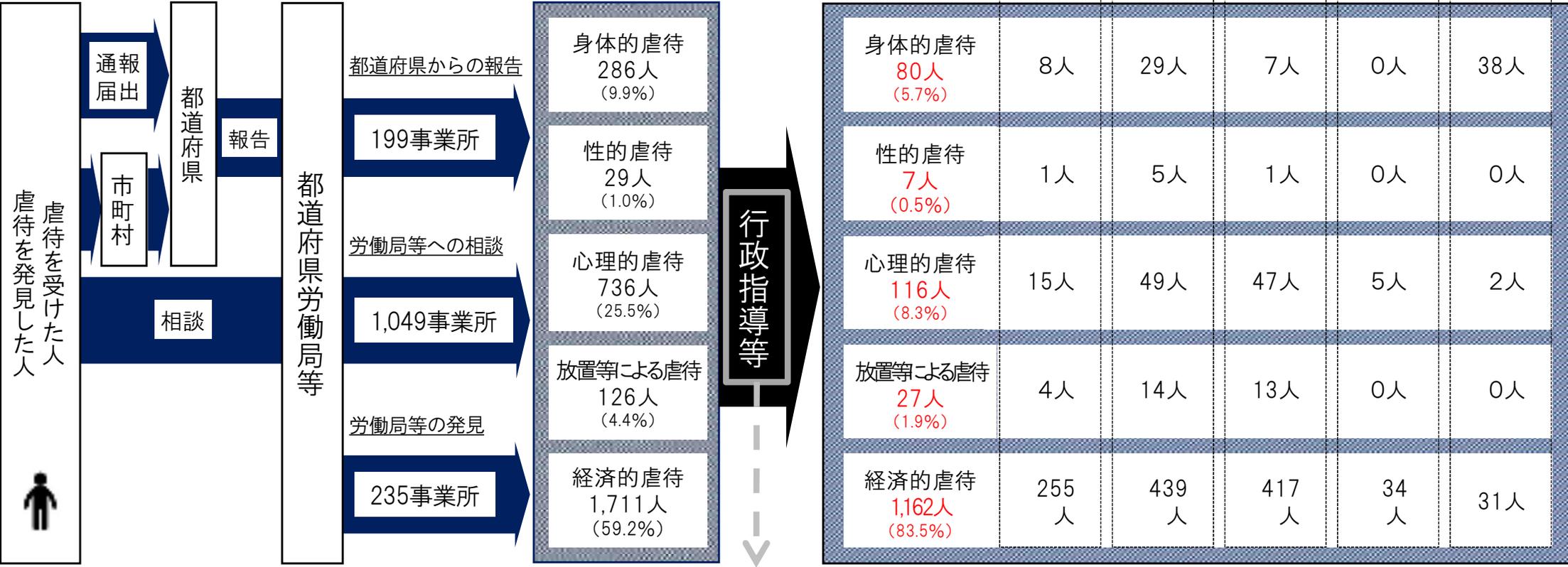
通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,483事業所**
 ○通報・届出対象の障害者 **2,454人**

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **597事業所**
 ○虐待が認められた障害者 **1,308人**

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
272人 (20.6%)	489人 (37.0%)	452人 (34.2%)	36人 (2.7%)	71人 (5.4%)



※虐待数延べ合計 2,888人

※虐待数延べ合計 1,392人
 ※障害数延べ合計 1,320人

労働局での対応

○労働局で行った措置 **1,338件** ※平成29年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令に基づく指導等(賃金未払等) 1,204件(90.0%) (うち最低賃金法関係 881件(65.8%))	障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 98件(7.3%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 7件(0.5%) (セクシャルハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 23件(1.7%) (その他)

平成31年度障害者虐待防止対策関係予算案

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業） 予算額：6.1億円（+1.1億円）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

- ① 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備
例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保、専門性の高い職員の配置、虐待を受けた障害者や養護者等の家庭等に対する訪問の実施、その他、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの連携協力体制の構築等
- ② 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備
例：地域における関係機関等の連絡協議会の整備等
- ③ 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修
例：虐待事例の検討、施設・事業所内における虐待防止体制の整備を促進する障害者虐待防止研修の実施
- ④ 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業
例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報、障害者の権利擁護等に関する啓発活動の実施
- ⑤ その他障害者虐待防止に資する事業

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：13,104千円（①3,816千円、②9,288千円）

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

○ 児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待に関する提言(中間報告)(抄)

(平成30年5月31日 自由民主党政務調査会)

【障害者虐待】

1. 障害者虐待防止センター等の体制整備の充実

障害者虐待対応の窓口等となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターにおいて、困難事例の場合でも迅速かつ適切に対応することができるよう、専門性の高い職員を配置する等の体制整備の充実を図る。

2. 養護者支援の充実

障害者虐待の未然防止の観点から、養護者の負担軽減に資する取組等を行っている事例について調査研究等を行い、好事例を全国的に周知する等の技術的支援を行う。

3. 適切な成年後見制度利用の普及啓発

必要な場合に成年後見制度の利用に適切につながるよう、障害福祉サービス事業所等の職員や自治体の相談窓口職員に対する研修等の充実を図る。

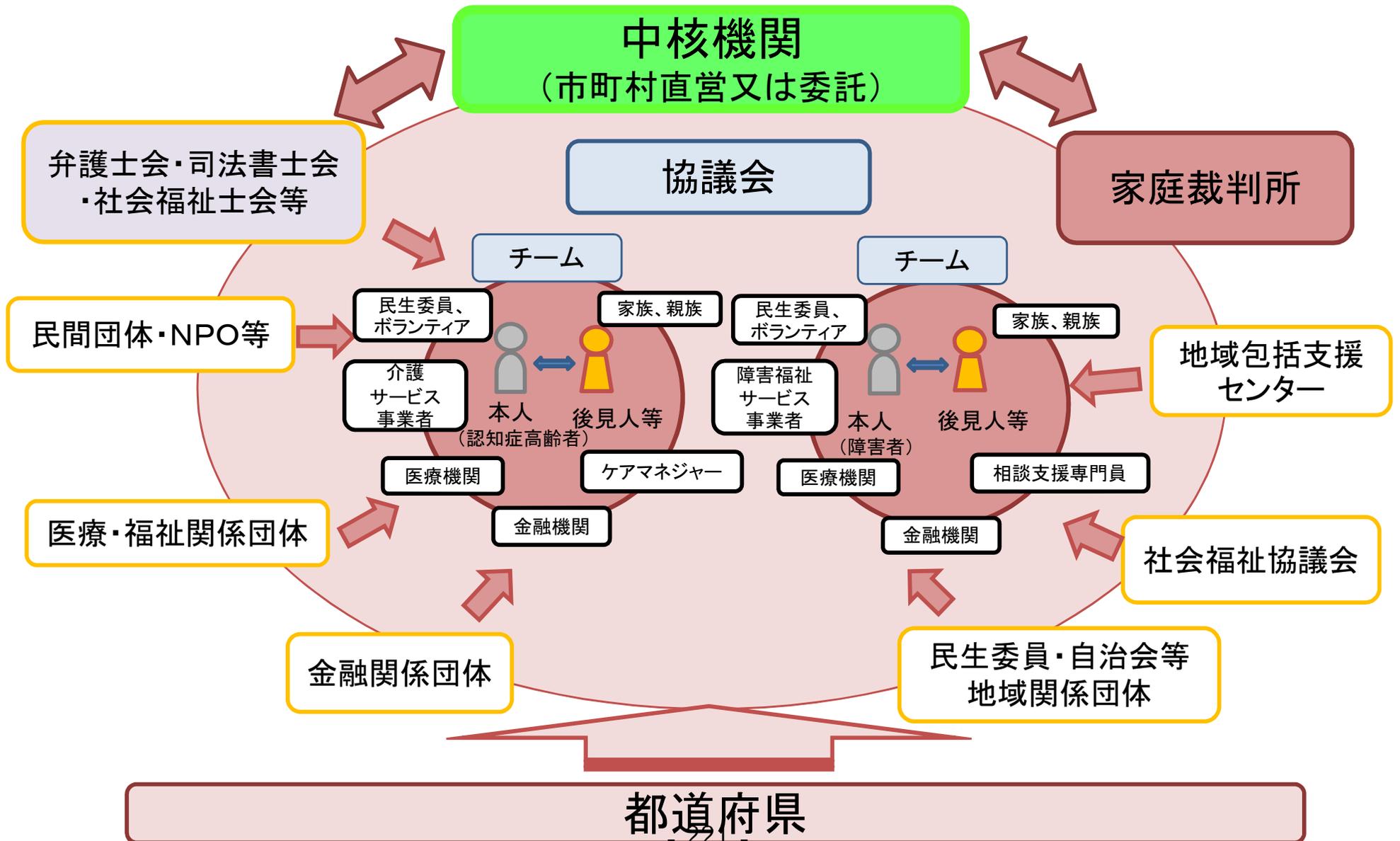
○ 経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

第2章 7. (4)③共助社会・共生社会づくり

高齢者・障害者虐待の早期発見・未然防止やセルフネグレクトの実態把握等の観点から、関係機関の専門性の向上や連携の強化・体制の整備を図る。

中核機関と地域連携ネットワークについて

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



平成31年度 成年後見制度利用促進体制整備関係予算案

平成31年度予算案 3. 5億円

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】 (補助事業) 320百万円

(1) 都道府県事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 都道府県1/2]

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進(広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等)
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置(ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等)

(2) 市町村事業 [社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 市町村1/2]

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援(立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等)
- ②中核機関の先駆的取組の推進(適切な後見人候補者を選任する仕組み(受任調整会議)や、親族後見人を継続的に支援する取組(専門職による助言等)等の先駆的取組)

(3) 先駆的取組に係る調査研究 [シンクタンク等の民間団体(補助率)10/10]

【成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)(委託費) 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

平成31年度予算案

- ① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金495億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
 - ・実施主体：市町村

- ② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金495億円の内数）
 - ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
 - ・実施主体：市町村

- ③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金495億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
 - ・実施主体：都道府県、市町村

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見(平成29年1月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、**後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に**、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、**地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め**、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

後見監督人



利益相反行為(民法)
第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。(下線は「利益相反行為」を指す)

後見監督人の選任

※申立人等の請求又は裁判所の職権で必要に応じて選任

後見等開始の審判の申立て

- ・本人 ・配偶者
- ・四親等以内の親族
- ・市区町村長



家庭裁判所

監督

法人後見の実施体制



法人後見チーム
※継続性・専門性



成年後見人等
(法人後見)の選任

補助・保佐・後見開始の審判



参加

財産管理
身上配慮

法人のサービス利用者
及び、それ以外の障害者等

- 透明性の確保の例
法人外部の専門職の参加
(助言・チェック等)
(例)
- ・法律関係者
 - ・医療関係者
 - ・会計関係者
 - ・福祉関係者 等

関連資料4

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

TEL 086-226-7917、7918

FAX 086-226-7919

MAIL shidokansa@pref.okayama.lg.jp